

令和2年5月12日

令和元年度 会計・業務監査報告

公益社団法人 大阪技術振興協会
理事長 亀尾 恭 司 殿

監 事 長 野 博 夫 

監 事 高 坂 嘉 勝 

監 事 坂 本 良 高 

私たち監事は、定款第22条（監事の職務）の定めにより、当協会の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度の会計監査及び業務監査を行いましたので、以下の通り報告する。

監査目的：公益社団法人大阪技術振興協会の令和元年会計監査及び業務監査を行う。

監査方法：今般の新型コロナウイルス感染症に伴う影響により、今回の会計・業務監査は電磁的方法（電子メール）及び書面郵送による書面監査方法にて実施した。

監査日程：① 協会事務局より監事への監査資料の送信、及び監査資料の郵送（4月22日）
② 監事よりの協会事務局への質疑書の送信（4月28日）
③ 協会事務局より監事への回答書の送信（5月1日）
④ 監事より理事長宛の監査報告書の提出（5月12日）

監 事：長野博夫、高坂嘉勝、坂本良高

関係委員：

受託業務委員会	吉田邦晃、中道 裕
技術士育成委員会	徳本行信
科学・技術普及委員会	細谷陽三
EA21普及委員会	奥村 勝

会計事務所： 白川俊一税理士

協会事務局： 亀尾理事長、吉田専務理事、竹田事務局長、奥田局員

資 料：令和元年度 会計・業務監査

1. 業務委員会資料

- ・受託業務委員会資料
- ・技術士育成委員会資料
- ・科学・技術普及委員会資料
- ・EA21 普及委員会資料

2. 令和元年度 決算資料

- ・令和元年度（第8期）収支計算書
- ・正味財産増減計算書（自平成31年4月1日、至令和2年3月31日）
- ・令和元年度（第8期）正味財産増減計算書内訳表
- ・貸借対照表（令和2年3月31日現在）
- ・令和元年度財産目録（令和2年3月31日現在）
- ・令和元年度収支計算書に対する注記
- ・財務諸表に対する注記（自平成31年4月1日、至令和2年3月31日）

監査所見：

1. 受託業務委員会・受託業務部会

- 1) 令和元年度受託業務の当初売上目標は3,400万円であり、実績は目標値比113%であった。当面の目標は達成されていた。ただし、来年度の目標については、新型コロナウイルス感染症による社会情勢の激しい変動もあり、2か月毎の見直しで対応するとの見解であった。
- 2) 工事監査・工事検査の受託件数の動向は、この2年ではほぼ同数であった。
- 3) 受託業務拡大・業務改善・人材育成確保のために、下記のような活動が実施されていた。
 - ・「検査業務支援のパンフレット」(案)の作成。令和2年度、確定の上自治体へ送付予定。
 - ・協会HPに「業務相談窓口」の開設。
 - ・大阪府都市整備部技監への協会活動のPR。
 - ・環境保全業務の人材確保と育成。
 - ・ワーキンググループによる活動成果を月例研修会にて報告・活用。
- 4) 報告書の平準化として、6・7・10・12月の部会研修会にて工事監査の体験事例の紹介を実施していた。
- 5) 新入部者への指導として、テキスト研修とともに受託業務報告書(案)の内、5物件について指導担当者を決めて作成指導と確認を実施していた。

- 監事：(1) 受託目標額の向上のためには、受注競争の激化により受託金額のアップが困難であれば、受託件数の増加を図る必要がある。
- (2) 令和2年度は未曾有の厳しい経済状況になるので、業務遂行に臨機応変の対応が迫られる。受託業務のあり方についても大きな変更が予想され、工事監査・工事検査の実施要領についても、内容の検討を開始される必要を感じる。

2. 技術士育成委員会

- 1) 技術士試験制度の改革に関して、従前より文部科学省技術士分科会試験部会などの動向に注意を払って情報収集を行っている。その延長線上で平成 31 年度の試験制度の変更内容が「試験実施大綱」や「受験申込案内」等により明らかになった。育成委員会では変更内容や今回の変更に至ったねらいなどについて無料説明会やセミナーガイダンスにおいて適宜受講者への教宣に努めていた。
- 2) 受講者の意向把握のためには、毎年セミナー終了時点で「受講者アンケート」を実施し、その内容を吟味の上、次年度「受験セミナー」への対応を図っていた。
- 3) 技術士育成事業の拡大と PR 活動として、
 - ①協会 HP の充実（ビデオ動画掲載・常時メンテナンス等）
 - ②テクノメッセ東大阪での「技術士受験セミナー」の教宣活動が実施されていた。それらの結果として、5つの企業・団体からの出前講座の実施に結びついていた。
- 4) 令和元年度に実施した出前講座については、令和2年度も継続して実施しているものが2件、現在検討中のものが3件とのことで継続性のある状況であった。
- 5) テクノメッセ東大阪での「技術士受験セミナー」の教宣活動の成果として、某私立大学において「技術士第1次試験セミナー」が令和2年度資格取得講座対象として認定され、実施に向けて大きく動き出していた。
- 6) 今般の新型コロナウイルス禍による社会の激変による集合セミナーの困難さにすばやく対応して、テレワーク（Mail、Line、Skype 等）指導に切り替えられていた。
技術士受験制度変更および新型コロナウイルス禍による社会変動に対応しながら、きめ細かい取組みと今後の対策等を図られていることが確認できた。

- 監事：(1) ご努力のおかげで、当収益事業が一時的な落ち込みを乗り越えた兆候がうかがえる。
- (2) 技術士試験合格率は全国平均同等以上の目標は、大変難しい課題であるが知恵を絞って継続的に努力してほしい。
 - (3) 某私立大学でのセミナー講座開始、ご努力を評価する。大学生が対象であるので、継続性のある「技術士受験セミナー」として定着することが望まれる。
 - (4) 今後の社会常識として、三密（密閉・密集・密接）を避けることが推し進められることが予想されるので、テレワークによる教材の充実と指導方法のスキルアップを図っていただきたい。

3. 科学・技術普及委員会

- 1) 6月開催の「環境シンポジウム」と9月開催の「防災・減災シンポジウム」への協会員以外の参加者に増加傾向が確認されている。協会内の部会・委員会への呼び掛けだけでなく、協会以外の団体への宣伝や外部講師の所属組織へのシンポジウム開催、チラシの郵送など対外的な教宣が図られていた。
- 2) テクノメッセ東大阪において実施した「技術相談」の受付としては、10件程度あったが、その後の具体的な進展は図られていなかった。今後の対応として、協会内に技術相談対応グループ設

置の検討が必要である。

- 3) 技術士受験セミナー事業や省エネ申請支援事業については、協会の教宣の場としてテクノメッセ東大阪を活用して事業拡大に努めていただきたい。
- 4) 省エネルギー等に関する補助金交付申請支援事業の成約については、いろいろと苦戦をしている。

監事：(1) テクノメッセ東大阪の教宣活動は、協会活動のPRに大いに役立っている。
(2) 補助金交付申請支援事業は助走を経て、実働案件が出てきている。このまま頑張ってもらいたい。
(3) 恒例となっている「環境シンポジウム」と「防災・減災シンポジウム」については、協会の科学・技術普及活動の一環であるので、今後とも継続をお願いしたい。

4. EA21 普及委員会

- 1) EA21 事業を終了するに当たって、下記の事務処理が実施されていた。
 - ① 平成元年7月26日の理事会の決議に従って、9月24日に地域事務局認定の取下げを申請し、令和2年3月末日までに業務移管の手続きを完了させ、協会としてのEA21支援業務は終了していることを確認した。
 - ② 協会として内閣府へ事業廃止の変更認定の手続きを行い、令和2年3月4日付で、認定書を受領していることを確認した。
 - ③ EA21 普及委員会の業務に携わった関係者（普及部委員・判定委員）の所属先については、確認することができた。
- 2) 環境に関する新規業務委員会の立ち上げの候補として、環境省が進めている「地域低炭素化事業」等への参画を調査中であるとの報告を受けた。

監事：EA21 関係各位の、今までやってこられたEA21 業務の推進、廃業の決意、廃業処理、将来への専門技術の活用に並々ならぬ努力をされたことに心底敬意を表します。

5. 会計監査

1) 会計監査の方法

本調査は、新型コロナウイルス感染対策のため、令和2年5月1日付けの令和元年度会計・業務監査における決算資料について質問書に対する回答書に基づいて書面監査を行った。

当協会の定款及び関連諸規定に基づき、令和元年度の決算書類について実施状況を調査した。

2) 計算書類等の監査結果について

- ① 本会計監査において調査した決算書類は、公益法人会計基準及び同基準に準拠した当協会の会計処理規則に基づいて適正に示されていると認められる。
- ② 本会計年度における決算の状況、事業計画に基づく収支状況、管理費予算の執行状況は、いずれも適正に実施されているものと認められる。
- ③ 令和元年度決算は、当初予算に対して事業収益で約12%の増であった。事業収益の約75%

を占める公共工事支援業務をはじめ、環境保全支援業務などの増額が大きく寄与した結果であった。今後も持続的に業務を進めていかれることを期待したい。

- ④ 当協会の固定収入として位置づけられる会費収入は、経常収益の4%程度で推移している。特に会員の高齢化は今後も進行していくので、会員数の増強は今後とも重要な課題と考える。
- ⑤ 令和元年度決算の貸借対照表における流動資産と流動負債との差額は、収支計算書の次期繰越収支差額と一致するとともに、プラスになっており、事業継続に問題がないものと認められる。

3) 正味財産増減計算書と収支計算書との金額の違い等について

① 退職給付費用の算出

収支計算書は資金ベースでの表示に対し、正味財産増減計算書は損益ベースでの表示による。

項目	令和2年3月31日	平成31年3月31日	増減額
退職給付資産	3,324,031	3,014,401	309,630
退職給付引当金	3,553,050	3,309,450	243,600
退職給付費用	229,019	295,049	66,030

よって、276,000 (収支計算書) -66,030 (決算修正) =209,970 (正味財産増減計算書) となる。

② 正味財産増減計算書の減価償却費の内訳

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	当期減価償却
机	325,080	270,326	54,754	19,309
本棚	283,500	283,499	1	11,816
絵画	384,000	180,000	204,000	48,000
合計	992,580	733,825	258,755	79,125

固定資産・減価償却明細は、上記のとおり。机は3年、絵画は4年の残償却年数。

以上